## 令和6年度決算に基づく資金不足比率(令和7年9月26日公表)

単位:%

比率名・会計名	年度・基準	令和6年度算定値	経営健全化基準
資金不足比率	簡易水道事業会計	_	20.0
	下水道事業会計		20.0

- \*令和6年度算定値欄の「一」は、比率が「ない」ことを意味します。
- \*比率が、経営健全化基準より低いほど、健全度が高いことを意味します。
- ★資金不足比率は、各公営企業会計ともに「経営健全化基準」を下回っています。

## ●用語の注釈

資金不足比率	各公営企業会計ごとの実質的な資金不足額の事業規模に対する割合
	=資金の不足額÷事業の規模

※「事業規模」とは、その企業会計の営業収益の額から受託工事収益 の額を差し引いた規模を示すものです。

経営健全化基準	この基準値を超えた場合、「個別外部監査契約に基づく監査」の義務付けが生じ、監査結果内容を反映した『経営健全化計画』を策定し、町議会の議決を経て公表し、国・北海道へ報告するとともに毎年度実施状況を総務大臣・北海道知事へ報告・公表しなければなりません。【事業経営に規制がかかる状態】
---------	---